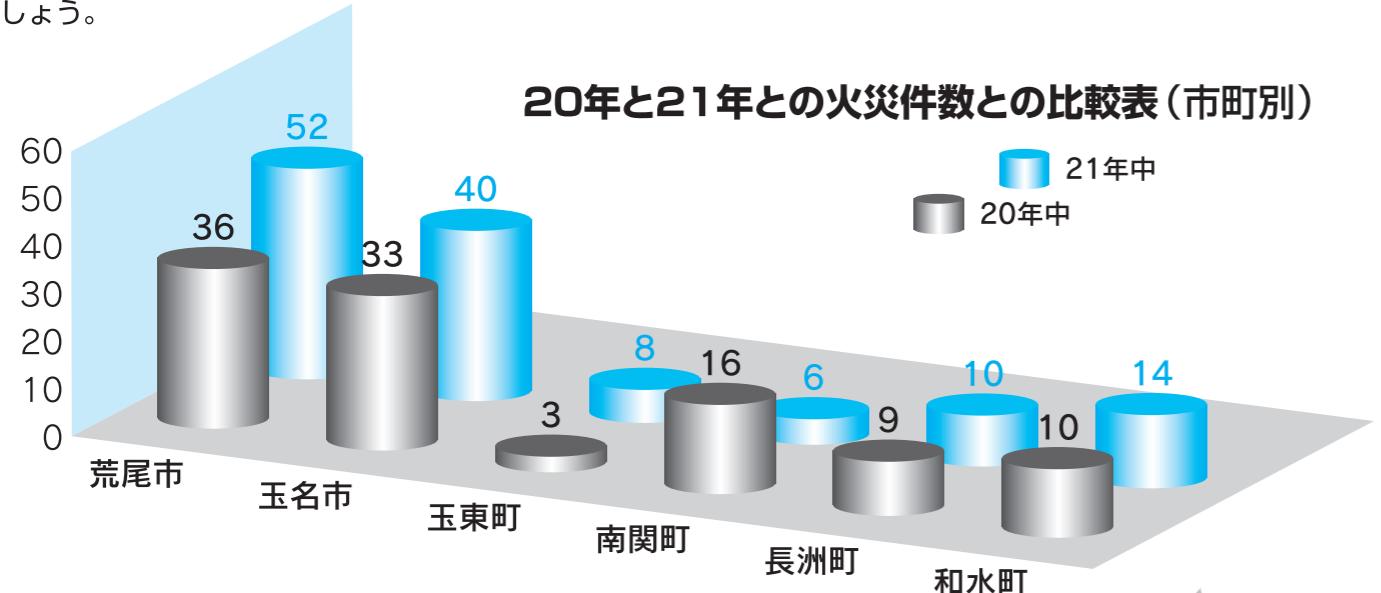


火災増加

平成21年中の火災件数は130件で前年と比べると23件増加しており、市町別で増減を見ますと下表のとおりとなっています。

火災による損害額の合計は1億2千万円を超えており、出火原因是、コンロ、たばこ等、人の不注意によるものが依然として多くなっています。

不注意をなくすのは一人ひとりの心がけ次第です。大切なものを奪う火災を、あなたの心がけで減らしましょう。



家族でチェック!! 住宅防火

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住警器**を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成22年度 第1回危険物取扱者試験

試験日 平成22年 6月13日(日)

願書受付 平成22年 4月14日(水)～4月22日(木)

*問い合わせ先 有明広域行政事務組合消防本部 予防課 ☎ (0968) 73-5273 (直通)

残り1年余りとなりました。つけましたか? 住警器!!

今お住まいの住宅には、**平成23年5月31日までに**住宅用火災警報器（住警器）の設置が必要です。火災の早期発見、逃げ遅れによる死傷者を出さないためにも、早めに設置しましょう。

住警器等に関する悪質商法被害（正規の金額の10倍以上を請求される場合があります）が各地で発生していますのでご注意ください!!

被害にあわないためのアドバイス

- (1) 公的機関の職員（市町村・消防署）が一般家庭を訪問し、消火器や住警器を販売することはありません。また、特定の業者に販売を依頼することもありません。「**消防署から委託されて地域を回っています**」などと、消防署員のような服装や言動で訪問し、販売をする業者がいます。業者の服装や言動に惑わされないようにしましょう。また、**安易に家の中に入れないことも被害を防ぐポイント**です。
- (2) 契約を急がせる業者には特に注意！
「**今なら格安で設置できます**」などと、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。
- (3) 手口が多様化しています。契約はその場で決めずに、必ず誰かに相談しましょう。
電話にて**音声アンケート調査**を実施し、設置していないと答えると後日業者が訪問するなど・・・訪問販売で契約を行う時はその場で契約をしてしまうのではなく、**必ず誰かに相談をしましょう**。
- (4) 商品を現金で支払った場合は**契約書や領収書は必ず保管してください**。領収書は現金を支払った証明になりますので後で解約手続き（クーリング・オフ）する際に証拠となります。



もし契約をしてしまったら…

万が一、訪問販売で契約してしまった場合でも、住警器はクーリング・オフの対象となっています。
契約書を受け取った日を含めて**8日以内**であれば、無条件に契約の解除が可能です。また、住警器を設置されてしまった後でも、元の状態に戻すよう業者に請求できます。

それ以外の場合でも、契約の状況によっては解約が可能となりますので、少しでも「おかしいな」と思ったら、すぐにお近くの消費生活センター等にご相談ください。

(熊本県消費生活センター ☎ 096-383-0999、消費者ホットライン ☎ 0570-064-370)

お知らせ



有明広域消防本部では、(財)日本防火協会が民間防火組織等の強化を図るため実施している民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業による助成を受けて、防火防災訓練用資器材（煙体験用資機材）を購入しました。

この事業は、(財)自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としているもので、整備した煙体験用資機材を、消防フェア、地域の防災訓練、幼年・婦人防火クラブ等の行事に活用し、防火思想の高揚及び普及啓発に努めています。

